

## まちづくりに関する協定書

基山町（以下「甲」という。）と、トラスト不動産開発株式会社（以下「乙」という。）は、乙が基山町大字小倉502番地1他4筆の土地に共同住宅を建設するにあたり、双方協力して、まちづくりの推進及び地域の振興を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定に定める条項を履行しなければならない。

### （町の協力）

第2条 甲は、乙の共同住宅建設及び入居募集を円滑に行うことができるよう協力する。

### （子育て支援施設の設置）

第3条 乙は、共同住宅内に子育て支援施設（保育園等）を設置することについて検討するものとする。

### （地域の振興）

第4条 乙は、地域住民と積極的に連携を深めるなど地域の振興に努めなければならない。

### （地域の生活環境の保全）

第5条 乙は、共同住宅の設置にあたっては緑地等の環境施設を設置し、業務運営にあたっては、周辺地域の自然及び生活環境の保全に万全を期さなければならない。

### （共同住宅建設中の公害防止及び安全対策）

第6条 乙は、共同住宅の建設にあたっては、公害関係法令等を遵守するとともに、公害の防止に万全を期するものとする。

2 乙は、共同住宅の建設にあたっては、資材運搬のための交通対策等、地域住民に対する安全対策に万全を期するものとする。

3 乙は、共同住宅の建設にあたっては、地元から苦情等が生じないように十分に配慮し、万一苦情等が生じた場合は、誠意をもって速やかにその解決に努めるものとする。

(被害の補償)

第7条 乙は、共同住宅の建設及びその業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により地域住民に被害を与えたときは、速やかに被害の補償を行わなければならない。

(行政組合の設置)

第8条 乙は、円滑な地域活動運営を行うため、共同住宅の入居者数に応じて、適切な規模の行政組合を設置するよう努めるものとする。

(業務の報告)

第9条 甲は、必要に応じて、乙に対し乙の業務内容を十分に知ることができる資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 甲は、乙より提出された資料の内容(乙が指定する部分)については一切第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときには、この協定締結の趣旨に基づき、当事者協議の上、円滑な解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月25日

甲 基 山 町

基 山 町 長 松 田 一 也

乙 トラスト不動産開発株式会社

代表取締役社長 早 川 雄 二